

介護予防訪問看護重要事項説明書

1 当事者が提供するサービスについての相談窓口

電話 073-475-2552

担当 廣瀬 久起子

※ ご不明な点は何でもご質問下さい。

2 老人訪問看護ステーションかまやまの概要

(1) 介護予防訪問看護を提供する事業所について

事業所名	老人訪問看護ステーションかまやま
所在地	和歌山市和田 350 番地
介護保険指定番号	3060190018
サービスを提供する地域	和歌山市 海南市

※ 上記以外の方でも御希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者（看護師）	1		4
看護師	2	1	
理学療法士		1	1

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯	備考
平日	8:30 ~ 17:30	
その他	電話等による 24 時間連絡体制	

※ 土、日、祝日は休み（1月1～3日、8月14～15日、12月30～31日を含む）

3 サービスの内容

(1) 症状の観察

清拭 洗髪 入浴介助

褥瘡の処置

体位変換

カテーテル等の管理

リハビリテーション

食事、排泄の介助

家族への介護相談

ターミナルケア

その他医師の指示による医療処置

(2) その他のサービス

看護、介護相談

療養支援

4. (1) 利用料

2024.6月改定 和歌山市 10.42円 (1割負担の場合)

訪問看護費	介護保険(介護予防も同様)	サービス内容略称	訪問看護		予防訪問看護	
	20分未満	訪問看護 I 1	314 単位	328 円	303 単位	316 円
	30分未満	訪問看護 I 2	471 単位	491 円	451 単位	470 円
	30分以上 60分未満	訪問看護 I 3	823 単位	858 円	794 単位	828 円
	60分以上 90分未満	訪問看護 I 4	1128 単位	1176 円	1090 単位	1136 円
	理学療法士(週6回まで)	訪問看護 I 5	294 単位	307 円	284 単位	296 円
※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護 I 5を行った場合1回につき5単位減算となります。 ※ 早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)は25%増 深夜(22時~翌6時)は50%増 ただし、緊急訪問の場合は月の2回目以降加算される。						
加算			訪問看護・予防訪問看護 共通			
	サービス提供体制強化加算 I (1回につき)		6 単位	7 円		
	緊急時訪問看護加算(月1回)		600 単位	626 円		
	特別管理加算(月1回)	特別管理加算 I	500 単位	521 円		
		特別管理加算 II	250 単位	261 円		
	長時間訪問看護加算(特別管理加算の方)	90分以上の訪問の時1回につき	300 単位	313 円		
	複数名訪問加算 1回につき 1人で対応困難な場合	30分未満	254 単位	265 円		
		30分以上	402 単位	419 円		
	退院時共同指導加算	初回加算をとる場合はとらない	600 単位	626 円		
	初回加算(新規計画作成) どちらかのみ (新規、2ヶ月以上訪問を受けていない時も)	要支援⇔要介護に変更時	300 単位	313 円		
退院・退所の当日訪問		350 単位	365 円			

介護保険の利用者負担額

総単位数に地域単価(和歌山市 10.42円)を掛けた額が費用総額となります。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割の額ですが、一定以上の所得がある方はその2割または3割の額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準としています。

その他の費用 死後の処置(保険外) 10,000円

訪問看護は主治医の指示のもとに行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり状態によって1~6ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承下さい。

(2) 交通費

和歌山市にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル

急なキャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

(4) その他

料金の支払方法

毎月 10 日以降に前月分の請求を致しますので、10 日以降にお支払い下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

介護予防訪問看護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援事業所に御相談下さい。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了する日の 1 週間前までにお申し込み下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、1 ヶ月前までに通知します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当・要介護と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合

- ・利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、解約を通知することによって即座にサービスを終了することができる。
- ・利用者が料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6 緊急時の対応方法

- ・サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、地域包括支援事業所、居宅支援事業所へ連絡します。

7 サービス内容に関する苦情

- ・当事業所相談、苦情担当
管理者 廣瀬 久起子
- ・市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会の窓口